

「(仮称)第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「(仮称)第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画」・
 「(仮称)第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(素案)に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 令和6年1月5日(金)～1月26日(金)

(2) 意見の応募者数 2名
 意見数 5件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
人数			2		2

2 意見の処理状況

区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し、実施設計に盛り込むもの	件
B	意見の趣旨等は、実施設計に盛り込み済みと考えるもの	1件
C	実施設計の参考とするもの	1件
D	実施設計に盛り込まないもの	件
E	その他、要望・意見等	3件
計		5件

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	C	・情報アクセシビリティの向上について、市が発信している動画には手話通訳を付与いただいている動画が増えているが、全てではなく、ホームページもほとんどが文字のみで手話による説明が少ない。手話による情報発信への取り組みもお願いしたい。	・手話による情報発信については、聴覚障がい者に配慮した行政情報の提供として、記者会見において手話通訳者を配置した情報発信を行っているほか、遠隔手話通訳サービスや「Net 119」など、聴覚障がい者が利用できるサービスについて、利用方法を案内する手話付きの動画を作成し、ホームページ等で公開しているところであります。今後とも障がい者が円滑に情報を取得できるよう、手話による情報発信など、障がい特性に応じた情報発信に取り組んでまいります。 ※Net 119とは、聴覚障がいのある方などが、携帯電話やスマートフォン等を利用して、文字により消防局に緊急通報が行えるシステム

2	E	・意思疎通支援の充実について、夜間休日や緊急時における手話通訳派遣体制の強化，そのためにコーディネーターの増員をお願いしたい。 ・手話通訳者を増やすため，また通訳登録後も専門性の高い手話通訳の専門性を深めてもらうため，意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業の実施をして欲しい。	・意思疎通支援の充実については，夜間休日や緊急時における手話通訳派遣体制の強化について，関係団体と意見交換を行っているところであり，今後は，近年の手話通訳派遣や遠隔手話通訳サービスにおける緊急対応の状況などを踏まえながら，効果的な実施体制について検討を進めてまいります。 ・意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業の実施については，現在，県と連携しながら手話通訳者の養成事業を実施しているところであり，今後は，養成事業の実施状況を踏まえながら，手話通訳者の増員等に向けた取組について検討してまいります。
3	B	・災害対策の充実について，避難所において，文字やイラストなどの視覚情報による呼びかけや遠隔通訳の充実等，情報アクセシビリティの向上をお願いしたい。	・災害対策の充実については，避難所において，聴覚障がい者が適切に状況の把握ができるよう，避難所内の掲示板，メールなどを活用し，必要な情報を視覚情報で発信するほか，円滑な意思疎通のため，コミュニケーション支援ボードの活用や手話通訳者の派遣，スマートフォン・タブレット端末を利用した遠隔手話通訳サービスを実施できる体制を整備しているところであり，引き続き，障がい特性に応じた情報発信など，情報アクセシビリティの向上に取り組んでまいります。 ※対応区分Bの根拠 第4章 施策の方向と事業の展開の「No83 情報アクセシビリティの向上」及び「No91 障がい特性に応じた防災対策の充実」に記載

4	E	・難聴の子どものことばの発達には早期発見と早期療育が必要で、就学前までに、言語聴覚士による専門性の高い教育を受けるのが理想的だと言われています。 難聴幼児のための通園施設があれば、耳鼻科診療や聴力検査、補聴器の管理、言語訓練、保育が1か所で受けられ、本人や家族の負担の多くが軽減されると思われます。地域で、医療と教育と保育が受けられるよう、難聴幼児通園施設を設置して欲しい。	・本市においては、児童発達支援センターかすが園、若葉園において、肢体不自由児や知的障がい児とともに難聴児の受入れも行っており、医師の指示のもと、言語聴覚士などの専門職が日常生活において必要な専門的支援を実施しているところです。また、聴力検査や補聴器の管理等を行う医療機関と連携を図りながら、必要に応じて栃木県立聾学校の早期相談や幼稚部へとつなげているところであり、今後も、聴覚障がい児支援のセンター的機関を担っている栃木県立聾学校と連携しながら、継続して難聴児支援の充実を図ってまいります。
5	E	・障がい者相談支援事業について、聴覚障がい者を対象とした手話で相談ができる生活支援センターはなく、取り残されています。聴覚障がい者が相談できるよう、手話ができる相談員を設置してください。	・障がい者生活支援センターにおける聴覚障がい者への対応については、手話通訳者の派遣やスマートフォンやタブレット端末等を利用した遠隔手話通訳サービスにより対応できる体制を整えており、今後とも、地域における相談支援体制の充実に取り組んでまいります。